

令和5年 第1回定例会

広域利根斎場組合議会会議録

令和5年3月15日開会

令和5年3月28日閉会

広域利根斎場組合議会

令和5年第1回広域利根斎場組合議会定例会会議録目次

| | |
|----------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

----- ◇ -----

| | | |
|----------|--------------------------|----|
| 3月15日(水) | ○議事日程 | 3 |
| | ○開 会(午後 3時27分) | 5 |
| | ○開議の宣告 | 5 |
| | ○議事日程の報告 | 5 |
| | ○諸般の報告 | 5 |
| | ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| | ○会期の決定 | 6 |
| | ○管理者提出議案の上程(第1号議案～第3号議案) | 7 |
| | ○提案理由の説明 | 7 |
| | ◇角 田 守 良 管理者 | 7 |
| | ○内容説明 | 10 |
| | ◇今 井 秀 行 事務局長 | 10 |
| | ○議員提出議案の上程(議第1号議案) | 13 |
| | ○提案理由の説明 | 13 |
| | ◇大 谷 和 子 議会運営委員会委員長 | 13 |
| | ○次会日程報告 | 14 |
| | ○散 会(午後 3時55分) | 14 |

----- ◇ -----

3月16日(木) ○事務整理のため休会

----- ◇ -----

3月17日(金) ○事務整理のため休会

----- ◇ -----

3月18日(土) ○土曜日のため休会

----- ◇ -----

3月19日(日) ○日曜日のため休会

-----◇-----

3月20日(月) ○事務整理のため休会

-----◇-----

3月21日(火) ○事務整理のため休会

-----◇-----

3月22日(水) ○事務整理のため休会

-----◇-----

3月23日(木) ○事務整理のため休会

-----◇-----

3月24日(金) ○事務整理のため休会

-----◇-----

3月25日(土) ○土曜日のため休会

-----◇-----

3月26日(日) ○日曜日のため休会

-----◇-----

3月27日(月) ○事務整理のため休会

-----◇-----

| | | |
|----------|-----------------|----|
| 3月28日(火) | ○議事日程 | 15 |
| | ○開 議 (午後 3時28分) | 17 |
| | ○議事日程の報告 | 17 |
| | ○質 疑 | 17 |
| | ○採 決 | 21 |
| | ◇第1号議案の採決 | 21 |
| | ○質 疑 | 21 |
| | ○討 論 | 26 |
| | ○採 決 | 27 |
| | ◇第2号議案の採決 | 27 |
| | ○質 疑 | 27 |
| | ○採 決 | 28 |

広域利根斎場組合告示第1号

令和5年第1回広域利根斎場組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月15日

広域利根斎場組合管理者 角 田 守 良

1 期 日 令和5年3月15日

2 場 所 メモリアルトネ

| | |
|-----------------|----|
| ◇第3号議案の採決 | 28 |
| ○質 疑 | 28 |
| ○討 論 | 31 |
| ○採 決 | 32 |
| ◇議第1号議案の採決 | 32 |
| ○斎場組合行政に対する一般質問 | 32 |
| ○閉会中の継続審査 | 34 |
| ○閉 会 (午後 4時26分) | 35 |

| | |
|------|----|
| 署名議員 | 37 |
|------|----|

参考資料

| | |
|---------------|----|
| ○管理者提出議案の処理結果 | 39 |
| ○議員提出議案の処理結果 | 39 |

第 1 日 3 月 15 日（水曜日） 本 会 議

令和5年第1回広域利根斎場組合議会定例会 第1日

令和5年3月15日

午後3時30分開会

議事日程

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 第1号議案 令和5年度広域利根斎場組合会計予算

日程第 4 第2号議案 広域利根斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例

日程第 5 第3号議案 広域利根斎場組合において制定すべき条例のうち加須市条例を準
用する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第1号議案 広域利根斎場組合議会の個人情報の保護に関する条例

日程第 7 次会日程報告

午後 3時27分開会

出席議員（17名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 中島正和 | 議員 | 2番 | 金子正則 | 議員 |
| 3番 | 中條恵子 | 議員 | 4番 | 栗原肇 | 議員 |
| 5番 | 小坂裕 | 議員 | 6番 | 小坂徳蔵 | 議員 |
| 7番 | 渡辺昌代 | 議員 | 8番 | 宮崎亜希 | 議員 |
| 9番 | 奈良政宏 | 議員 | 10番 | 成田ルミ子 | 議員 |
| 11番 | 岡崎克巳 | 議員 | 12番 | 大谷和子 | 議員 |
| 13番 | 小林啓子 | 議員 | 14番 | 木村治夫 | 議員 |
| 15番 | 武藤壽男 | 議員 | 16番 | 西村茂久 | 議員 |
| 17番 | 深井義秋 | 議員 | | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

角田守良 管理者

萩原利一 参与

武澤昌代 会計管理者

事務局職員出席者

今井秀行 事務局長

正能光 事務局次長

野本輝実 主幹

開会 午後 3時27分

◎開会の宣告

○栗原 肇議長 ただいまから令和5年第1回広域利根斎場組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○栗原 肇議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○栗原 肇議長 本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎諸般の報告

○栗原 肇議長 諸般の報告をいたします。

管理者から今期定例会に提出されました議案につきまして、印刷の上、配付しておきましたから御了承願うとともに、地方自治法第121条の規定により、議案等の説明のため、管理者をはじめ関係者の出席を求めておきました。

次に、令和5年度広域利根斎場組合構成市町負担金の内訳の報告を受けておりますので、印刷の上、配付しておきましたのでご了承願います。

これにて諸般の報告は終了いたします。



◎会議録署名議員の指名

○栗原 肇議長 日程第1、会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において、3番、中條恵子議員、5番、小坂裕議員の両議員を指名いたします。



◎会期の決定

○栗原 肇議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期、日程につきましては、議会運営委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

大谷議会運営委員会委員長。

○大谷和子議会運営委員長 議長の命によりまして、議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、広域利根斎場組合議会運営委員会条例第13条の規定により、議会運営委員6名のうち6名が出席され、半数以上なので成立し、本日午後2時30分から会議を開催し、今期定例会の会期及び日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提出されます議案は、管理者提出議案の3件及び議員提出議案1件で、内容につきましては、管理者提出議案 令和5年度広域利根斎場組合会計予算、広域利根斎場組合個人情報保護に関する法律施行条例、広域利根斎場組合において制定すべき条例のうち加須市条例を準用する条例の一部を改正する条例の3件、議員提出議案 広域利根斎場組合議会の個人情報保護に関する条例の1件についてでございます。

また、一般質問は、1人を予定しております。

会期につきましては、本日3月15日から3月28日までの14日間とし、その日程等につきましてはお手元に配付のとおり決定した次第でございます。

議員各位におかれましてはこの会期日程案にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願いを申し上げ、ご報告を終わります。

○栗原 肇議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日15日から3月28日までの14日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○栗原 肇議長 異議なしと認めます。

よって、会期は決定いたしました。



◎管理者提出議案の上程（第1号議案～第3号議案）

○栗原 肇議長 日程第3、第1号議案 令和5年度広域利根斎場組合会計予算、日程第4、第2号議案 広域利根斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例、日程第5、第3号議案 広域利根斎場組合において制定すべき条例のうち加須市条例を準用する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

◇提案理由の説明

○栗原 肇議長 議案の朗読は省略し、直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。

角田管理者。

（角田守良管理者登壇）

○角田守良管理者 本日、ここに令和5年第1回広域利根斎場組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては極めてご健勝にてご参会を賜り、心からお喜びを申し上げます。

また、ご提案申し上げました各議案をご審議いただきますことは、当組合運営にとりまして誠に意義深く、感謝に堪えないところでございます。

提案理由をご説明申し上げる前に、今年度の施設の主な改善事項や管理運営状況の概要をご報告申し上げたいと存じます。

まず、改善事項でございますが、今年度令和4年度より第2期長期経営計画に基づきまして、1日の火葬件数を16件から18件に増やしました。また、昨年末から24時間施設予約が可能なメモリアルトネ予約システムを導入し、順調に運用しているところでございます。

次に、管理運営状況でございますが、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」が令和5年1月6日付で改正されましたことを受けて、適切な感染対策を講じていただいた上で、利用の制限を全てなくし、運営をしているところでございます。

また、喫緊の課題では、燃料費や電気料など当施設の運営に欠かせない経費で、価格高騰により現在予備費を充当している状況でございます。これは今後の施設運営に相当な影響が出てくるものと思われ、財源確保について検討していく必要が生じてきております。

そうした課題はありますが、これまで順調に運営されておりますことにつきまして、改めて組合議会議員の皆様をはじめ、関係各位のご指導ご協力に感謝を申し上げます次第でございます。

当組合では、管内約34万6,000人の皆様に安心してご利用いただけますように、地元地域の皆様のご理解の下、第2期長期経営計画に基づいて、安定した運営と万全な維持管理に努めております。引き続き構成市町の連携を密にし、利便性の向上と適切な管理運営に努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました第1号議案 令和5年度広域利根斎場組合会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ対前年度比4.8%減の3億2,394万6,000円を計上いたしました。

次に、歳入予算の主なものを申し上げます。

予算書の2ページをご覧くださいと存じます。

歳入の根幹を占める各構成市町の負担金につきましては、前年度同額の1億4,500万円を計上いたしました。また、施設の使用料につきましては、コロナ禍からの正常化を見据え、回復傾向にありました令和4年度の後半の利用状況を踏まえ、9,917万6,000円を計上いたしました。

また、繰入金につきましては、令和3年度から令和5年度までの計画期間の火葬炉大規模改修計画の3年度目の工事のために基金からの繰入金6,112万7,000円を計上いたしました。

次に、歳出予算の主なものを申し上げます。

予算書の3ページをご覧くださいと存じます。

まず、議会費につきましては、議会活動において必要な経費として、前年度と同額の144万4,000円を計上いたしました。

また、総務費につきましては、職員の給与をはじめ、会計年度任用職員の報酬、事務機器の借上げ、さらに斎場予約システムの基本使用料、保守委託費など管理運営上必要とされる経費、並びに公平委員会及び監査委員の運営経費を合わせまして4,946万1,000円を計上した

ほか、斎場予約システムの導入経費が皆減となりましたことから、対前年度比23.7%の減となっております。

また、事業費につきましては、価格が高止まりしている燃料費、光熱水費、火葬業務等の委託料、施設の改修費など、施設の管理運営に必要な経費といたしまして2億6,766万円を計上し、対前年度比5.2%の増となっております。

なお、令和5年度は、令和4年度に引き続き火葬炉内の全体積替え修繕をはじめ、その周辺機器の交換工事を行うとともに、老朽化に伴う建物等の改修工事を行う予定であります。

また、予備費につきましては、538万1,000円で、令和4年度の灯油をはじめとする燃料費や電気料の価格高騰により予備費からの充用で賄った影響により大幅な減額となりました。

以上、令和5年度広域利根斎場組合会計予算の説明を申し上げます。

続きまして、第2号議案 広域利根斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、同法の規定が一部事務組合に適用されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

次に、第3号議案 広域利根斎場組合において制定すべき条例のうち加須市条例を準用する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、広域利根斎場組合において準用している加須市条例のうち、加須市職員の再任用に関する条例が廃止されることに伴い、規定の整備をしたいのでこの案を提出するものであります。

なお、加須市職員の再任用に関する条例の廃止に伴う再任用職員に関する規定は、加須市職員の定年に関する条例の中で、定年前再任用短時間勤務職員として扱われ、これを準用することとなります。

以上をもちまして、ご提案申し上げました議案3件につきましての説明を終わらせていただきますが、第1号議案 令和5年度広域利根斎場組合予算につきましては、事務局長から内容を説明させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○栗原 肇議長 以上で提案理由の説明を終わります。

◇内容説明

○栗原 肇議長 次に、第1号議案 令和5年度広域利根斎場組合会計予算について、内容説明を求めます。

今井事務局長。

(今井秀行事務局長登壇)

○今井秀行事務局長 それでは、第1号議案 令和5年度広域利根斎場組合会計予算について説明を申し上げます。

先ほど管理者から提案理由の説明があり、説明内容が重なるところもございますけれども、私から改めてご説明を申し上げます。

初めに、予算書1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億2,394万6,000円と定めるものでございます。前年度予算額に対しましては1,621万2,000円の減額で、対前年度で申し上げますと4.8%の減でございます。

次に、第2条 債務負担行為についてでございますが、これにつきましては、4ページの第2表をご覧くださいと存じます。

ここに記載しましたとおり、1つ目といたしまして、令和4年度に導入いたしました斎場予約システム保守委託でございますが、令和5年度から令和9年度までで限度額74万円としております。

2つ目といたしまして、斎場予約システム及びクラウド環境使用料でございますが、令和5年度から令和9年度までで、限度額567万6,000円としております。

3つ目といたしまして、既に耐用年数を経過しており、老朽化が進んでおります電話機をはじめとする電話機器設備借上料で、令和5年度から令和11年度までの7年間で、限度額は462万円としております。

それでは、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書によりまして、内容について順次ご説明を申し上げます。

まずは歳入の10ページ、11ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金につきましては、組合規則第13条の規定に基づきまして、各構成市町からの組合負担金でございます。運営に関わる経費1億円、建設に関わる経費として火

葬炉積立金2,500万円と火葬炉以外の施設改修費として2,000万円の合計1億4,500万円を計上したものでございます。令和5年度の構成市町の負担金の額は、一番右側の説明欄のとおりでございます。詳細な内訳につきましては、本日お手元にお配りいたしました令和5年度広域利根斎場組合構成市町負担金内訳（案）をご覧願いたいと思います。

続きまして、第2款使用料及び手数料でございますが、過去5か年間の平均、令和3年度の実績、令和4年度の利用見込み件数を踏まえまして、火葬室使用料は前年度より8.2%増の3,829万7,000円、待合室使用料は1%減の1,103万5,000円、葬祭場使用料は2.6%減の3,847万4,000円、霊安室使用料は0.7%増の139万5,000円、小動物使用料につきましては4.6%増の939万9,000円としております。

その下の行政財産使用料につきましては、施設内の売店の利用に係るもので、減価償却資産の未償却残高の減少によりまして、6.7%減の30万6,000円を見込み、使用料及び手数料の合計では、対前年度比2.2%増の9,917万6,000円を計上するものでございます。

次に、第3款財産収入でございますが、内容は施設整備基金積立金の運用利子で、対前年度比10.2%減の22万円を見込み計上するものでございます。

続きまして、第4款繰入金でございますが、3か年計画の火葬炉大規模改修工事の3年目として必要な経費6,112万7,000円を施設整備基金から繰入れするものでございます。

次の第5款繰越金につきましては、令和4年度の執行状況を見込みまして、2,323万9,000円減の1,429万6,000円とするものでございます。

次の第6款諸収入につきましては、組合預金の利子、その他の雑入でご覧のとおりでございます。

一番下の残骨灰再資源化料は、火葬件数1件当たり1,000円としており、令和3年度の火葬件数が3,899件でございましたので、389万9,000円を計上させていただいております。

続きまして、12ページ、13ページをご覧ください。

歳出予算についてご説明申し上げます。

第1款議会費につきましては、前年度と同額でございます。

次に、第2款総務費につきましては、第1項総務管理費、第1目の一般管理費として、13ページの説明欄にありますように職員の人件費で3,971万8,000円を計上するものでございます。

14ページ、15ページから、16ページ、17ページの一番上の欄まで総務一般管理事業で事務局運営に必要な965万6,000円を計上しており、前年度と比較し、1,344万円の減額となって

おりますが、これは主に令和4年度に導入いたしましたメモリアルトネ予約システムの設置に係る経費分と、待合室の洋式化に伴う椅子、テーブルの購入分が減額となっているものでございます。

なお、先ほど4ページの債務負担のところでご説明申し上げましたけれども、12節の委託料の中で斎場予約システム保守委託料で14万8,000円を計上し、13節の使用料及び賃借料では斎場予約システム基本使用料66万円、システムのクラウド環境使用料47万6,000円、電話機器の借上料66万円を計上させていただいております。

16ページ、17ページをご覧ください。

同項、第2目公平委員会費と第2項、第1目の監査委員費は、昨年度と同額でございます。

次に、第3款事業費、第1項斎場費、第1目斎場管理費につきましては、対前年度比5.2%増の2億6,766万円とするものでございます。

主な内容としましては、10節需用費の燃料費では、対前年度比で37.3%増の3,149万9,000円を計上いたしました。灯油価格につきましては高止まりが続いており、令和4年度の支出見込額を3,120万3,000円としております。令和5年度予算は、ほぼ同額を計上いたしました。

電気料につきましては、東電の単価及び燃料調整額等、令和3年度の電気使用料の実績から積算し、対前年度比で83.9%増の1,837万5,000円を計上いたしました。

令和4年度の電気料の支出見込額を1,812万9,000円としており、こちらにつきましても令和5年度予算は、ほぼ同額を計上しております。

水道料は対前年度比12%減の792万円を計上し、また、簡易的な施設修繕に対応するため、修繕費100万円を計上いたしました。

12節委託料では、ご遺体の受入れから火葬、収骨までを行う火葬業務をはじめ、施設内の清掃や各種設備機器の管理を行う清掃等及び設備管理業務、その他設備点検や保守点検等の業務委託料で、前年度予算額に対しましては126万4,000円の減で、合計1億674万3,000円を計上したものでございます。

なお、火葬業務委託料と清掃及び設備管理業務委託料の合計で委託料全体の95%となっております。

続いて、19ページの14節工事請負費につきましては、歳入でもご説明申し上げましたけれども、3か年計画の火葬炉大規模改修工事の3年目として必要な経費6,112万7,000円を計上し、また、第2期長期経営計画に基づく建物等改修工事として1,954万円を計上しております。

工事費全体といたしましては、対前年度比6.6%増の8,066万7,000円となっております。
そして24節積立金でございますが、歳入の構成市町の負担金のうちから施設整備基金への積立て2,500万円と利子22万円を計上したものでございます。

最後に、第4款予備費につきましては、令和4年度において燃料費や電気料の価格高騰により予備費から充用して賄っているため、前年度の予算額に対して1,417万2,000円減の538万1,000円を計上させていただきました。

以上で、第1号議案 令和5年度広域利根斎場組合会計予算についての説明を終わりといたします。

○栗原 肇議長 以上で、内容説明を終わります。



◎議員提出議案の上程（議第1号議案）

○栗原 肇議長 次に、日程第6、議第1号議案 広域利根斎場組合議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

◇提案理由の説明

○栗原 肇議長 議案の朗読は省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

大谷議会運営委員会委員長。

○大谷和子議会運営委員長 それでは、ただいま上程いただきました議第1号議案 広域利根斎場組合議会の個人情報の保護に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

提案理由の説明は以上でございますが、何とぞ慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○栗原 肇議長 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎次会日程報告

○栗原 肇議長 日程第7、次会日程報告をいたします。

明日16日から27日までは休日及び事務整理のため休会とし、28日午後3時30分から本会議を開き、議案に対する質疑、討論及び採決、斎場組合行政に対する一般質問を行う予定でありますから、ご了承願います。

なお、議案に対して質疑のある方は、3月17日金曜日の午後5時までに質疑発言通告書を提出願います。



◎散会の宣告

○栗原 肇議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時55分

| | | | |
|--------|----------------|---|---|
| 第 2 日 | 3 月 16 日 (木曜日) | 休 | 会 |
| 第 3 日 | 3 月 17 日 (金曜日) | 休 | 会 |
| 第 4 日 | 3 月 18 日 (土曜日) | 休 | 会 |
| 第 5 日 | 3 月 19 日 (日曜日) | 休 | 会 |
| 第 6 日 | 3 月 20 日 (月曜日) | 休 | 会 |
| 第 7 日 | 3 月 21 日 (火曜日) | 休 | 会 |
| 第 8 日 | 3 月 22 日 (水曜日) | 休 | 会 |
| 第 9 日 | 3 月 23 日 (木曜日) | 休 | 会 |
| 第 10 日 | 3 月 24 日 (金曜日) | 休 | 会 |
| 第 11 日 | 3 月 25 日 (土曜日) | 休 | 会 |
| 第 12 日 | 3 月 26 日 (日曜日) | 休 | 会 |
| 第 13 日 | 3 月 27 日 (月曜日) | 休 | 会 |

第 14 日 3 月 28 日（火曜日） 本 会 議

令和5年第1回広域利根斎場組合議会定例会 第14日

令和5年3月28日

午後3時30分開議

議事日程

- 日程第 1 第1号議案 令和5年度広域利根斎場組合会計予算
- 日程第 2 第2号議案 広域利根斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 3 第3号議案 広域利根斎場組合において制定すべき条例のうち加須市条例を準
用する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第1号議案 広域利根斎場組合議会の個人情報の保護に関する条例
- 日程第 5 斎場組合行政に対する一般質問

午後 3時28分開議

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 中島正和議員 | 2番 | 金子正則議員 |
| 3番 | 中條恵子議員 | 4番 | 栗原肇議員 |
| 5番 | 小坂裕議員 | 6番 | 小坂徳蔵議員 |
| 7番 | 渡辺昌代議員 | 8番 | 宮崎亜希議員 |
| 9番 | 奈良政宏議員 | 10番 | 成田ルミ子議員 |
| 11番 | 岡崎克巳議員 | 12番 | 大谷和子議員 |
| 13番 | 小林啓子議員 | 14番 | 木村治夫議員 |
| 15番 | 武藤壽男議員 | 16番 | 西村茂久議員 |
| 17番 | 深井義秋議員 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------|------------|
| 角田守良 管理者 | 梅田修一 副管理者 |
| 木村純夫 副管理者 | 新井康之 副管理者 |
| 荻原利一 参与 | 武澤昌代 会計管理者 |

事務局職員出席者

| | |
|-----------|-----------|
| 今井秀行 事務局長 | 正能光 事務局次長 |
| 野本輝実 主幹 | |

開議 午後 3時28分

◎開議の宣告

○栗原 肇議長 皆様、こんにちは。

本日は、公私ともご多用中のところご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○栗原 肇議長 本日の議事日程につきましては、印刷の上お手元に配付しておきましたので
ご了承願います。



◎質 疑

○栗原 肇議長 日程第1、第1号議案 令和5年度広域利根斎場組合会計予算を議題といた
します。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次これを許します。

質疑回数については2回までですので、あらかじめご了承願います。

なお、質疑並びに答弁につきましては、簡単明瞭をお願いいたします。

7番、渡辺昌代議員。

○7番（渡辺昌代議員） 7番、渡辺です。質疑をさせていただきます。

第1号議案 令和5年度広域利根斎場組合会計予算について、質疑をさせていただきます。
まず、10ページと11ページの歳入です。

使用料及び手数料の手数料でお伺いをいたします。

前年度対比で火葬室の使用料が8.2%の増、そして小動物使用料が4.6%の増と見込んでい
ると説明がございました。その説明の中では、5年間の平均と令和3年度の実績とありまし
たが、私はもう少し伸びるのではないかという不安があったので質問をさせていただきます。

詳しく説明を求めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

2つ目です。14ページ、15ページの歳出のほうで、2、総務費です。2 総務一般管理事業の13使用料及び賃借料でお伺いします。

電話機及び主装置セット等施設内の設備借上料について、老朽化対応と説明がありました。が、契約等を含め中身についてお伺いいたします。

16ページ、17ページの歳出です。

3、事業費、斎場管理運営事業の10需用費のところでお伺いします。

前年度の比では、燃料が37.3%の増、電気料が83.9%の増となるほど異常な灯油、電気料の高騰が続いております。今年度交付された国からの電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金は対象にならなかったのか、お伺いをいたします。

令和5年度は、予備費の1,400万円ほどを使い対応しているようではありますが、例年、予備費というのが予算書を見ましたら1,900万円程度、予備費として計上されているのですけれども、今回500万円程度でしたので、差額の1,400万円は多分燃料等に回ってしまったのかなと考えて質問させていただいているのですが、それ以上の支出が出た場合はどのように対応するのか、お伺いをいたします。

最後です。18ページ、19ページ、歳出です。

3、事業費、斎場管理運営事業費の工事請負費でお伺いいたします。

建物等改修工事1,954万円について、長期10年計画にありました耐性設備調査による工事計画の令和5年度の予定でありますエントランスホールと考えますが、内容とスケジュールをお伺いします。

以上です。よろしく申し上げます。

○栗原 肇議長 今井事務局長。

○今井秀行事務局長 第1号議案 令和5年度広域利根斎場組合会計予算についてのご質疑に順次お答えいたします。

初めに、歳入の使用料及び手数料のうち火葬室手数料でございますが、この火葬室使用料は年々増加傾向にあることから、令和3年度の下半期と令和4年度の上半期の合計3,998万7,000円で、その実績を踏まえ、前年度比8.2%増の3,829万7,000円を計上したものでございます。

また、小動物使用料につきましては増加傾向にないため、過去5か年間の使用料の平均で算出し、前年度比4.6%増の939万9,000円を計上したものでございます。

次に、総務一般管理費、使用料及び賃借料のうち、電話機及び主装置セット等施設内設備借上料についてのご質疑にお答えいたします。

現在使用している電話機及び主装置セットなどは平成26年度に買取りで導入し、8年間使用してまいりました。耐用年数を経過したため、買取りではなく、リース方式により更新するものでございます。したがって、契約については7年間のリース契約を締結する予定でございます。

次に、斎場管理運営事業、需用費の燃料費及び電気料についてのご質疑にお答えいたします。

初めに、国の電気・ガス・食料品等の価格高騰重点支援地方交付金についてでございますが、交付対象事業は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接及ぶ事業としております。そのため、地方公共団体における庁舎等の光熱費に重点交付金を活用することはできないとされていることから、広域利根斎場組合メモリアルトネにおいても交付金の対象ではございませんでした。

灯油価格及び電気料金につきましては高止まりが続いておりますが、令和4年度の実績を基に算出しているため、この予算で賄えると考えております。

万が一、灯油価格や電気料金の高騰により令和4年度をはるかに上回る支出見込みが生じた際には、組合構成市町でその財源確保について協議検討してまいりたいと考えております。

次に、歳出の事業費のうち工事請負費、建物改修工事の内容及びスケジュールについてのご質疑にお答えいたします。

工事内容についてでございますが、第2期長期経営計画どおり、エントランスホール屋根部の防水シート張替え工事、車寄せエントランスホール及びラウンジのトップライトのシーリング打ち替え、ラウンジの雨漏り修繕工事を予定しております。

工事のスケジュールでございますが、メモリアルトネは友引の休場日でないと施工できない工事もありますことから、できるだけ早いうちに工事施工業者とスケジュールを調整し、施工してまいりたいと存じております。

以上でございます。

○栗原 肇議長 渡辺議員。

○7番（渡辺昌代議員） 再質疑させていただきます。

1番、ちょっと不安だったんですけれども、賄えるようですので、この予算を見込んだと

ということなので、上回るようなことがあれば、補正が出るのかなと思いますけれども、納得しました。

2番目ですけれども、電話機とそれから装置セットなんですけれども、今までのものとはまるで変わるのでしょうか。それとも同じようなものがリース契約になるのでしょうか。そこをお伺いいたします。

それから、契約経費的にはかなり高くなってしまおうのでしょうか。そのあたりもお伺いします。

あともう一つ、リース契約はやはり8年というふうなリース契約になるのでしょうか。1年、1年の更新になるのでしょうか。お伺いいたします。

それから、電気とガスの3番目の項目ですけれども、今後また電気代も上がるというようなことが計画されているようなのですが、要するに予備費が500万円あるんですけれども、この予備費は何らかのときのためにやはり予備費として置いておかななくてはいけない金額のかなと思うんです。もしかしてほかのことで何かあるかもしれない、そのときのために。これまでは1,900万円ほどあったのですが、それが500万円になっているので、やはりもし足りなかったとき、はるかに上回るときには協議をするというお話なんです。本当にそれはもし出てきてしまった場合は予備費が底をつくのではなくて、やはり協議をして、3市1町でそのあたりはうまく協議をしていかなければならない事態が出てきたら、していただきたいと思うんですが、予備費の500万円をゼロにするということはないのか、その確認をしたいのですが、お願いします。

それから、もう一つのエントランスホールをなるべく早いうちにとということなんです。これは工事をしているときにとというのは、葬儀場というのとは一旦止めたりはするときはあるんですか。確認ですけれども、お休みにさせたりとか、ここを使えないので何日間かお休みにしますということはあるのかなのか、それも確認させてください。

○栗原 肇議長 今井事務局長。

○今井秀行事務局長 それでは、再質疑に順次お答え申し上げます。

まず、電話機についてでございますけれども、仕様については同等のものを導入する予定でございます。現在、使っている機器と同等のものと考えてございまして、リース期間は7年間ということでございまして、7年間のリースになりますので、手数料等を含めて約60万円ほどの増額ということにはなりません。

続きまして、2点目の電気代と灯油代の不足した場合の対応でございますけれども、これ

につきましては予備費を充用させるということではなく、協議した上で予備費を増やすということに限定しないで、燃料費、電気代等の増額についても含めて、トータルで総合的に構成市町と調整してまいりたいと思っております。

それから、最後の3点目、工事関係でございますけれども、工事内容によりましては施設利用者がいる場合に工事を中止する場合があります。今年度におきましては屋上の防水工事を施工してございますが、その際、音がでない工事の場合については、施設の利用者がいる時間帯も工事は延長していただいて工事を施工している状況でございます。

以上でございます。

○栗原 肇議長 以上で、渡辺昌代議員の質疑は終了いたしました。

以上で、発言通告者の質疑は終了いたしました。



◎採 決

◇第1号議案の採決

○栗原 肇議長 第1号議案 令和5年度広域利根斎場組合会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立総員〕

○栗原 肇議長 起立総員であります。

よって、本案は可決されました。



◎質 疑

○栗原 肇議長 次に、日程第2、第2号議案 広域利根斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次これを許します。

質疑回数については2回までですので、あらかじめご了承願います。

なお、質疑並びに答弁につきましては、簡単明瞭にお願いいたします。

6番、小坂徳蔵議員。

○6番（小坂徳蔵議員） それでは、通告に基づいて質疑を行います。

第2号議案 広域利根斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例であります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正により同法の規定が一部事務組合に適用されることから、提出されたものです。

そこで、第1に、法律施行条例の第3条は、個人情報ファイルの保有に関する届出を規定しております。個人情報ファイルとは、行政事務や事業を行うため、職員が職務上において取得した住民の氏名や生年月日などの個人情報について、コンピューターを用いて検索できるように体系的に構成したもの及び一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索ができるよう体系的にシステム化したものです。

本組合が取り扱う業務としては、火葬及び葬祭場の利用予約、火葬の際に必要な死体埋火葬許可申請書及び使用許可申請書、小動物の火葬申請書、あるいは人体の火葬状況報告データ、このような個人情報が想定できます。

それでは、法律施行条例第3条に規定する個人情報ファイルの内容及び件数について伺います。

次は、第2、現行の広域利根斎場組合個人情報保護条例との関係で質疑します。

現行条例は、管内住民の個人情報を保護する目的を第1条で定めております。そこでは、冒頭、個人情報を保護することが個人の尊厳を確保するために必要不可欠である、このように強調しております。そして個人情報の保護について、個人の権限、利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする、このように規定されております。

この目的に沿って、現行条例は個人情報を保護するための原則を定めております。その原則が新規条例によって一体どうなるのか。管内住民にとっては大変重要な問題となります。

それでは、1つ目、現行条例の第5条第3項は、個人情報を収集するときは本人から直接収集、このように義務づけております。それが一体どうなるのか。

2つ目は、第7条において、個人情報について目的外利用と外部提供を禁止しております。この原則は一体どうなるのか。

3つ目は、目的外利用の禁止に関わることです。これは第7条の2が定めております。こ

の原則はどうか。

4つ目は、オンライン結合の禁止に関わる原則です。第10条は、コンピュータシステムによる外部提供の禁止を定めております。総務省の自治行政局は2020年10月時点の調査によって、地方公共団体が個人情報を保護するためにオンライン結合を制限する規定を持っている団体は1,669団体に上る、このように公表しております。ほとんどの団体がオンライン結合を制限しております。こうした原則は一体どうか。

以上の4点について説明を求めます。

○栗原 肇議長 今井事務局長。

○今井秀行事務局長 第2号議案 広域利根斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例のうち、まず、第3条、組合保有の個人情報ファイルの内容及び件数についてのご質疑にお答えいたします。

本組合の個人情報ファイルにつきましては、火葬及び葬祭場の利用予約簿、火葬時に必要となる死体埋火葬許可申請書及びメモリアルトネ利用許可申請書、小動物の火葬申請いただく際の申請書、人体の火葬状況報告データの5件を有しております。

次に、現行の広域利根斎場組合個人情報保護条例が定める個人情報保護の原則はどうかのご質疑にお答えいたします。

まず、第5条、本人からの直接収集の制限についてでございますが、個人情報の収集方法に関する件につきましては、現行条例の第5条第3項において、個人情報を収集するときは、本人から直接収集することを原則とし、例外として本人の同意があるときや個人の生命、健康、財産を守るため、緊急かつやむを得ないとき、また、審議会の意見を聞いて公益上特に必要があると認めるときなどの場合は、本人以外から収集を可能とすることを定めております。

改正後の法律では、第61条第1項において、個人情報を保有するに当たっては業務を遂行するため必要な場合に限るとし、また、同条第2項において、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとした上で、第64条において、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないと定めており、現行条例と改正後の法律では規定ぶりは異なるものの、個人情報の適正な取得という意味では、同じ趣旨の内容が定められているものと存じております。

次に、第7条、外部提供の禁止、第7条の2、目的外の提供の禁止につきましては、現行条例の第7条において、個人情報を取り扱う目的の範囲を超える目的外利用と外部提供につ

いて、原則として禁止した上で、例外として本人の同意があるときや個人の生命、健康、財産を守るため、緊急かつやむを得ないとき、また、審議会の意見を聞いて公益上特に必要があり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときなどの場合は、目的外利用と外部提供を可能とすることを定めております。

改正後の法律では、第69条において、現行条例と同様に個人情報の目的外利用と外部提供を原則として禁止した上で、例外として本人の同意があるときや他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受けるものが業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ利用することについて相当の理由があるときなどの場合は目的外利用と外部提供を可能とすることを具体的に定めており、現行条例と改正後の法律では規定ぶりは異なるものの、個人情報の目的外利用と外部提供の制限について同じ趣旨の内容は定められているものと存じております。

次に、オンラインの結合の禁止に関する規定につきましては、現行条例の第9条において、実施機関が管理するコンピュータシステムと実施機関以外のものが管理するコンピュータシステムとを通信回線により接続することで保有個人情報を外部提供することを原則として禁止した上で、法令等に定めがある場合、または審議会の意見を聞いた上で公益上特に必要があり、本人の権利利益を侵害する恐れがないと認める場合は、コンピュータ接続による外部提供することができるものと定めております。

改正後の法律では、第69条において外部提供の制限に関する規定を定めておりますが、コンピュータ接続による外部提供を制限する個別の規定を定めておりません。この点に関しましては、令和2年12月に国が取りまとめた「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」によれば、「ITの活用は、行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流出に限り物理的な結合を禁止することは合理性を欠くものである。また、オンライン結合制限規制がなくとも、安全確保の措置や外部提供の制限に係る条文などにより個人情報の安全性の確保が図られているため、共通ルールにはオンライン結合制限規定は設けないこととすることが適当である」と示されているところでございます。

現行条例では、個人情報の漏えいを防止するため、コンピュータ接続による外部提供を制限しているところもありますけれども、現代社会での行政運営は市民生活において、ネットワークの接続は欠かせないものとなっております。コンピュータのオンライン結合をしないかではなく、ネットワーク社会の中でどのように個人情報の保護を図るかということが重要であると存じております。

改正法の施行後はオンライン結合を特別に制限する個別の規定はなくなりますが、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する法の規定を適切に運用するとともに、外部への情報の通信提供時におけるデータの暗号化やセキュリティの高いパスワード設定、インターネット上の汎用的な外部サービスを使用した情報の送信禁止など、現に実施しているセキュリティ対策を必要に応じて見直ししながら講ずることによって、個人情報保護の水準を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○栗原 肇議長 小坂議員。

○6番（小坂徳蔵議員） 本組合の保有している個人情報ファイルは5件だということであり、それをどう個人情報を保護していくのかというのがこの条例の最大の問題、課題になってくるわけです。その中で現行の組合が制定している個人情報保護条例との関係で質疑しましたけれども、一つは直接収集、それから、目的外利用と外部提供を禁止する。それから、オンラインの結合を禁止、これが大きな個人情報保護の4つの原則になっているわけです。それが全部なくなった。それは先ほどの説明によりますと個人情報保護法によって、それは制定されているんだという説明だったと思うんです。

しかしながら、例えば個人情報保護法の第69条、先ほど触れられましたが、これは明確に外部提供と目的外利用は可能だ、それが基本になっているんですね。これは基本になっているんです。それから、先ほどオンライン結合の禁止について法律による規定はないんです、結合してはならんという禁止はないんです。

しかし、この条例、この制定を前後して、個人情報保護委員会、これは国の機関になるわけですが、これが個人情報保護の規律の考え方というものを各地方公共団体に対して繰り返し説明しているんですね。その中に、私の今手元には2021年6月の規律があるんです。それを見ますと、オンラインの結合制限という中で、条例でオンライン化や電磁化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない、そういうことを定めてはならんということをここで指示しているんですね。ですから、各地方公共団体が個人情報の条例を制定するに当たって、これに基づいて設計しているわけですね。では、どこで保護されるのか、個人情報がですね。ここが問題なわけです。

確かに、今のネット社会の下でその情報を利活用していく、それは当然です。しかし、それはあくまでも大前提として、個人情報を保護する、その基本の上に立ってであります。それが一体どうなるのか、それは示されないんですね。もしお分かりでしたらば、一体どこで

どのように個人情報保護していくのか、お示ししていただきたいと思います。

以上です。

○栗原 肇議長 今井事務局長。

○今井秀行事務局長 再質疑にお答えします。

先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、この改正法の施行後、現にセキュリティ対策を必要に応じて見直ししながら、法に基づいて個人情報の保護の水準を確保していくということで徹底してまいりたいと考えております。

○栗原 肇議長 以上で、小坂徳蔵議員の質疑は終了いたします。

以上で、発言通告者の質疑は終了いたしました。



◎討 論

○栗原 肇議長 これより討論に入ります。

発言通告がありましたので、これを許します。

6番、小坂徳蔵議員。

○6番（小坂徳蔵議員） それでは、第2号議案 広域利根斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例に関して討論を行います。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、その規定が一部事務組合に適用されるために提出されたものです。

本案は、全体で11条の条文から構成され、その名称も法律施行条例というもので、全ては国の指示どおりに策定し、提出されたものです。

一方、現行の広域利根斎場組合個人情報保護条例は、その第1条において、管内住民の個人情報を保護することは個人の尊厳を確保することに必要不可欠である、このように定め、その目的と理念を明確にうたっております。それを具体化するために、個人情報を保護する原則として、第1に、管内住民の個人情報は本人から直接収集する。第2は、外部提供の禁止、第3に、目的外利用の禁止、第4に、オンラインの結合の禁止、以上の4件を明示しております。

ところが、こうした個人情報を保護するための原則は、新条例では全て失われております。それどころか、4月から施行される個人情報保護法の第69条第2項は、先ほど指摘したよう

に個人情報の目的外利用と外部提供ができることを定めております。さらに、国はオンライン結合の禁止について、条例においてこのような規制を定めることは許容されない、このように地方団体に強く指示しております。これでは管内住民の個人情報の漏えいが懸念され、個人のプライバシー侵害につながる重大な問題を指摘せざるを得ません。

よって、本案に反対するものです。

○栗原 肇議長 以上で、小坂徳蔵議員の討論は終了いたします。

以上で、発言通告者の討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。



◎採 決

◇第2号議案の採決

○栗原 肇議長 第2号議案 広域利根斎場組合個人情報保護に関する法律施行条例を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○栗原 肇議長 起立多数であります。

よって、本案は可決されました。



◎質 疑

○栗原 肇議長 次に、日程第3、第3号議案 広域利根斎場組合において制定すべき条例のうち加須市条例を準用する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言通告はありませんので、質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

◇

◎採 決

◇第3号議案の採決

○栗原 肇議長 第3号議案 広域利根斎場組合において検討すべき条例のうち加須市条例を準用する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立総員]

○栗原 肇議長 起立総員であります。

よって、本案は可決されました。

◇

◎質 疑

○栗原 肇議長 次に、日程第4、議第1号議案 広域利根斎場組合議会の個人情報の保護に関する条例について議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次これを許します。

質疑回数については2回までですので、あらかじめご了承願います。

なお、質疑並びに答弁につきましては、簡単明瞭をお願いいたします。

6番、小坂徳蔵議員。

○6番（小坂徳蔵議員） それでは、質疑します。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正により議会における個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定める、こういう内容であります。

それでは、まず第1、第3章の個人情報ファイルに関して伺います。

個人情報ファイルに関しては、先ほど述べましたけれども、職員が職務上において取得した住民の氏名や生年月日などの個人情報について、コンピュータを用いて検索できるように

体系的に構成したシステムのことです。

それでは、組合議会が保有する住民の氏名や生年月日などの個人情報を体系的に構成した個人情報ファイルの内容及び件数について説明を求めます。

次は第2、仮名加工情報に関する内容です。

本案の第15条には、仮名加工情報の取扱いに関わる義務を定めております。仮名加工情報とは、ほかの情報と照合しない限り、特定の個人を識別できないように加工した個人に関する情報です。ということは、ほかの情報と照合すれば、特定の個人を識別できることとなります。このため、仮名加工情報は原則として第三者への提供が禁止されております。

当該規定によれば、組合議会が仮名加工情報を取り扱い、同条の第5項では仮名加工情報を民間業者に委託することまで定めております。それでは仮名加工情報を組合議会はどのように取り扱うのか、及び同条が定める組合議会の義務内容について説明を求めます。

次は第3、匿名加工情報に関する内容です。

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように、個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの、このように説明されております。

第16条は、組合議会が匿名加工情報を取り扱うことを前提にしております。その上、民間業者に匿名加工情報の委託をすることを同条の第3項で定めております。条例の制定後、組合議会は匿名加工情報をどのように取り扱うのか。また、同条が定める義務の内容についてそれぞれ説明を求めておきます。

第4は、第6章で定めている罰則に関する内容です。

第53条は、個人情報ファイルを提供したとき、2年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処することを定めております。

それでは、こうした2年以下の罰則とは一体どのような提供を想定して定めたのか、その経緯について説明を求めておきます。

○栗原 肇議長 大谷議会運営委員会委員長。

○大谷和子議会運営委員長 小坂議員のご質疑に答弁いたします。

まず初めに、①第3章、組合議会保有の個人情報ファイルの内容及び件数についてお答えいたします。

組合議会保有の個人情報ファイルはございません。

次に、②第15条関連、仮名加工情報の取扱い及び義務の内容、また、③第16条関連、匿名

加工情報の取扱い及び義務の内容についてでございますが、議会が仮名加工情報、また、匿名加工情報を作成することは想定されません。しかし、外部から取得することは想定され得るため、それぞれの取扱いについて規定しているものでございます。その内容は、仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り特定の個人情報を識別することができないよう個人情報を加工した情報であり、また、匿名加工情報は、特定の個人情報を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することはできないようにしたものでございます。

最後に、④第6章、罰則に関しどのような想定の下に罰則の内容を定めたのか、その経緯についてでございます。

まず、想定の内容でございますが、提供し得る事務局職員の場合、①個人の秘密に属する事項が記録されたデータ媒体の個人情報ファイルを不当に提供した場合、2年以下の懲役または100万円以下の罰金、②不正な利益を得る目的で個人情報を提供または盗用した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、③職務以外のために個人の秘密に属する事項が記録されたものを収集した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、また、その開示を受ける者の場合、偽りその他不正な手段で開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた場合、5万円以下の過料でございます。

また、その定めた経緯は議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとしたことからでございます。

以上です。

○栗原 肇議長 小坂議員。

○6番（小坂徳蔵議員） 大事なことは、組合議会において個人情報ファイルはないんですね。ゼロなんです。今後もこれは見込めないんですね。業務の性格上ですね。仮名加工情報であるとか、あるいは匿名加工情報は個人情報ファイルがあって初めてそれを加工して作る、そういう内容になっているわけでありまして。ですから、組合議会として個人情報は持っていない。保有していない。したがって、保有していないものは仮名加工情報あるいは匿名加工情報にできるわけがない。それは先ほど議運の委員長が説明したとおりであります。

そう考えてくると、一体実態がないことを前提に、条例を制定する必要があるのか、これは根本が問われてきます。罰則も定めているわけですね。個人情報がないのに、いいですか、誤解がないように言っておきますけれども、これは組合議会の個人情報、それが無いのに重い罰則の対象にないということです。刑罰を科すためには、ご承知のようにその大前提とし

て刑罰の構成要件が必須であります。ところが、組合議会には個人情報ファイルはない。ですから、条例が定める罰則となる刑罰の構成要件のそもそも大前提がないということです。では、一体何のための条例なのかということになります。

ですから、その点をよく実態を見極めて、この個人情報の保護が必要であれば、そういう条例にするべきではなかったのかと思うんですが、その点について伺っておきます。

○栗原 肇議長 大谷議会運営委員会委員長。

○大谷和子議会運営委員長 再質疑にお答えいたします。

このたびの法改正は、個人情報保護制度の根拠が条例から法律に移行し、全国共通のルールにより運用するという見直しになっております。組合議会保有の個人情報ファイルはございませんが、今後保有する可能性がゼロとは言えませんので、事前に整備しておくものでございます。

○栗原 肇議長 以上で、小坂徳蔵議員の質疑は終了いたします。

以上で、発言通告者の質疑は終了いたしました。



◎討 論

○栗原 肇議長 これより討論に入ります。

発言通告がありましたので、これを許します。

6番、小坂徳蔵議員。

○6番（小坂徳蔵議員） 本案は、質疑でも申し上げましたように、個人情報の保護に関する法律の改正により議会における個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定める、そのために提出したものであります。

本案の第3章には、組合議会保有の個人情報ファイルに規定しております。しかし、組合議会には管内住民の個人情報の保有は皆無であります。そもそも個人情報ファイルがないのに、組合議会として、仮名加工情報や匿名加工情報の取扱いは到底考えられません。それに加えて、管内住民の個人情報を守る役割を担う組合議会が個人情報とファイルを民間業者に委託することを大前提とする情報を設けること自体、到底容認できないものであります。

そして第6章で、職員などに重い罰則を加える規定を設けております。ところが、刑罰を科す大前提となる刑罰の構成要件の実態がそもそもないことであります。にもかかわらず、

それを罰する規定を設けるなどいかななものかと言わざるを得ません。

本来的に組合議会の実態に基づいた条例にするためにもっと調査を継続するべきでした。

よって、稚拙な内容となっている本案に反対します。

○栗原 肇議長 以上で、小坂徳蔵議員の討論は終了いたします。

以上で、発言通告者の討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。



◎採 決

◇議第1号議案の採決

○栗原 肇議長 議第1号議案 広域利根斎場組合議会個人情報保護に関する条例について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○栗原 肇議長 起立多数であります。

よって、本案は可決されました。



◎斎場組合行政に対する一般質問

○栗原 肇議長 次に、日程第5、斎場組合行政に対する一般質問に入ります。

発言通告がありましたので、順次質問を許します。

なお、発言時間については30分以内とし、質問回数については2回まででありますので、あらかじめご了承ください。

したがって、質問並びに答弁につきましては、簡単明瞭をお願いいたします。

7番、渡辺昌代議員。

○7番（渡辺昌代議員） 一般質問させていただきます。

コロナウイルス感染者の葬儀の制限緩和についてお伺いいたします。

コロナウイルス感染者の葬儀が今までかなり厳格に厳しくされておりましたが、今後についてお伺いいたします。

(1)です。コロナウイルス感染者の遺体の搬送や葬儀に関し、厚生労働省のほうでは今年の1月に、適切な感染対策をすれば、遺体を包む納体袋の使用を不要とするなどと制限を緩和した改正指針を発表いたしました。コロナウイルス感染者の葬儀に対してはどのように変わったのか、または変えるのか、お伺いいたします。

(2)です。政府は、今後5月8日以降にコロナ感染について季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行する方針を決定しております。それにより葬儀やそれに関わることについて変更があるのか、あるとすれば、説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○栗原 肇議長 今井事務局長。

○今井秀行事務局長 それでは、初めに、コロナウイルス感染者の葬儀に対しては、どのように変わったのかについてお答えいたします。

厚生労働省及び経済産業省は、令和2年7月29日に示しておりました新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬に関するガイドラインを令和5年1月6日付で改正いたしました。

ガイドラインが改正される以前は、メモリアルトネでは新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方で葬祭場を利用した葬儀はありませんでした。また、火葬室のみのご利用による葬儀につきましては、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方のご遺体は、非透過性納体袋へ収容した上で納棺していただき、棺を目張りし、清拭消毒した状態でメモリアルトネまで搬送していただき、ご利用いただいております。

火葬の時間は、午後3時からの1日2件までの受付とし、ご遺族や参列者の人数につきましては制限せず、感染対策をお願いした上で、できる限り少ない人数でのご参列をお願いしてまいりました。なお、火葬時の待合室の利用や収骨につきましては、通常どおりの対応とさせていただきます。

現在のメモリアルトネの葬儀や火葬に関する対応は、施設管理委託業者等との協議を経まして、令和5年1月6日付で改正されたガイドラインに基づき適切な感染対策を講じた上で、令和5年1月25日から、納棺されるご遺体は非透過性納体袋への収容は不要とし、棺の清拭消毒をお願いし、メモリアルトネまで搬送いただいております。また、利用時間の制限をな

くし、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方以外の方と同様に施設利用をいただいております。

次に、今年5月8日以降の変更はあるのかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行される時点の対応については、現時点では5月8日に、国の「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」が変更されるか、分からない状況です。今後、厚生労働省及び経済産業省からの情報を注視してまいりたいと存じます。

したがいまして、葬儀やそれに関することについての変更は、今のところありません。

以上でございます。

○栗原 肇議長 渡辺議員。

○7番（渡辺昌代議員） ご説明ありがとうございます。

今同様に施設利用しているということなんですが、利用している方に、これからももしかしたら利用するかもしれない方に、もし5月8日以降、ガイドラインのほうに変更があったりとかしたときには、やはり速やかに広報しなければならないと思いますので、その点はもし変わるようでしたらお願いしたいことと、今、これまでのコロナ対応と1月25日以降の対応も変わっていることを知らない方もいらっしゃるかもしれないので、やはりそういうところはきちんと広報していただきたいと思いますので、これは要望です。よろしくお願ひしたいと思いますので、要するに管内の方たちへの周知をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○栗原 肇議長 以上で、渡辺昌代議員の質問は終了いたします。

以上で、発言通告者の質問は終了いたしました。

これをもって斎場組合行政に対する一般質問を終結いたします。



◎閉会中の継続審査

○栗原 肇議長 閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

次回会議の日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査としたい旨の申出がありましたので、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○栗原 肇議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会における次回会議日程等については閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○栗原 肇議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回広域利根斎場組合議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時26分

署 名 議 員

議 長 栗 原 肇

署 名 議 員 中 條 恵 子

署 名 議 員 小 坂 裕

参 考 資 料

- 管理者提出議案の処理結果
- 議員提出議案の処理結果

管理者提出議案の処理結果

| 議案番号 | 件名 | 提出月日 | 議決月日 | 審議結果 |
|-------|--|-------|-------|------|
| 第1号議案 | 令和5年度広域利根斎場組合会計予算 | 3月15日 | 3月28日 | 可決 |
| 第2号議案 | 広域利根斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例 | 3月15日 | 3月28日 | 可決 |
| 第3号議案 | 広域利根斎場組合において制定すべき条例のうち加須市条例を準用する条例の一部を改正する条例 | 3月15日 | 3月28日 | 可決 |

議員提出議案の処理結果

| 議案番号 | 件名 | 提出月日 | 議決月日 | 審議結果 |
|--------|--------------------------|-------|-------|------|
| 議第1号議案 | 広域利根斎場組合議会の個人情報の保護に関する条例 | 3月15日 | 3月28日 | 可決 |